

令和4年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

【日時】 令和4年11月24日（木）
13時00分～14時21分
【場所】 県議会棟1階 正庁
(オンライン併用)

<出席者>

・委員

五十嵐知規委員、石垣正子委員、上野智明委員、大友潤一委員、柏木清一委員、
工藤留美委員、児玉長榮委員、後藤節子委員、小林儀貴委員、佐藤寿美委員、
柴田一宏委員、柴田融委員、瀬尾知子委員、高橋恭康委員、高橋謙一委員、
谷口太郎委員、細越満委員、山名裕子委員（18名）

・県

伊藤健康福祉部長、佐藤社会福祉監、高橋健康福祉部次長、
嘉藤健康福祉部参事（兼）福祉政策課長、佐藤地域・家庭福祉課長、
伊藤長寿社会課長、加賀谷国保・医療指導室長、樋口障害福祉課長、
佐藤次世代・女性活躍支援課政策監、鈴木幼保推進課主査

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

本日はお忙しい中、社会福祉審議会にご参加いただき感謝申し上げます。

前回の審議会に引き続き、今回もオンラインを併用して開催させていただいており、
ご不便をおかけすることもあるかと思うが、ご了承いただきたい。

新型コロナウイルスであるが、新規感染者が1,000人を超える日が続いている。
今後、冬にかけて更なる感染拡大や、インフルエンザとの同時流行が発生するともいわ
れていることから、県としても感染拡大防止に向けて取り組んでいきたい。

さて、本日の審議会では、「新複合化相談施設」、「児童家庭支援センター」、「医
療的ケア児支援センター」、「福祉・介護分野に関する県の今後の取組」の4点を主な
議題とさせていただいている。

新複合化相談施設については、この新施設がどのように機能強化を図っていくのかを
お示しするので、ご意見をいただきたい。

児童家庭支援センターと医療的ケア児支援センターについては、両方とも本年に開設
した施設となっている。これまでの取組状況や開設後の状況についてご報告させてい
たきたい。

そして、福祉・介護分野に関する県の今後の取組についてであるが、来年度は「地域
福祉支援計画」をはじめ複数の計画の策定年度となっている。現状の課題と、課題に対
する県の取組の方向性についてお示ししたいと考えているので、ご意見をいただければ
ありがたい。

その他、県の様々な施策に対して、普段考えていただいていること、感じていらっしゃるなどについて、忌憚のないご意見をいただけることをご期待申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介等

新任委員2名を紹介した。

また、過半数の委員が出席していることを確認した上で、秋田県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを報告した。

4 議事

(1) 各専門分科会・部会の開催状況について

資料1に基づき、各分科会会長・部会長又は所属委員から報告があった。

※「保育所専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」については、前回の社会福祉審議会開催日（令和4年3月24日）以降は開催実績がないため、報告を省略した。

①民生委員審査専門分科会（佐藤寿美委員）

民生委員審査専門分科会は本年9月26日に開催した。

分科会では、12月1日に実施される民生委員・児童委員の一斉改選に向け、市町村の民生委員推薦会から推薦のあった委員候補者2,478名について審査を行い、候補者全員を適任とした。これらの候補者については、現在厚生労働省に推薦しているところであり、12月1日付けで厚生労働大臣から委嘱される予定である。

なお、民生委員・児童委員の市町村ごとの定数は、厚生労働省の定める基準を参酌して、秋田県民生委員の定数を定める条例において定めている。

本分科会の審査対象は、中核市である秋田市を除く24市町村であるが、令和元年の前回の一斉改選の時点と比較すると、2つの市において、定数をそれぞれ1名、合計2名を増員しており、24市町村の委員定数の合計は2,682名となっている。従って、半数以上の市町村で欠員が生じており、早期にその欠員を解消すべく、関係市町村において候補者の選定作業を進めている状況である。

②身体障害者福祉専門分科会・審査部会（高橋謙一委員）

本分科会及び審査部会は、年4回開催しており、前回の社会福祉審議会以降は、令和4年6月23日と9月8日に開催している。

分科会においては、身体障害者福祉法第15条に規定する、身体に障害がある者の状況の診断書を記載する医師の指定に関して審議を行っており、審査部会においては、身体障害者の障害程度の等級に関して審議を行っている。件数については、資料に記載のとおりとなっている。

今後は、今年度3回目の分科会及び審査部会を、令和5年1月12日に、4回目を3月に開催する予定としている。

③児童福祉専門分科会家庭福祉部会（柴田一宏委員長）

本部会の審議事項は、里親の認定や児童相談所が行う措置に関することなどであるが、前回の審議会以降、部会を3回開催している。

これらの部会において、里親の認定の適否について審議し、合計15件、23名の里親希望者について認定適当との意見を決定した。また、里親登録の更新について、5件、7名の報告を受けた。

このほか、本年5月及び6月の部会では、被措置児童等虐待事案について報告を受けた。

また、本年9月の部会では、児童相談所の措置に関し、保護者の意向と一致しない措置の適否について審議し、児童養護施設への入所措置を適当とするという意見を決定した。

④児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（山名裕子委員）

本部会は、秋田県版の子ども・子育て会議として、県の子ども・子育て支援事業支援計画である「すこやかあきた夢っ子プラン」の進行管理や見直しについて、調査審議をするものである。今年度は令和4年10月20日に開催した。

第3期すこやかあきた夢っ子プランについては、昨年度から今年度までの施策の実施状況や目標指標の達成状況、目標値等の修正について調査審議したほか、各委員のそれぞれの分野から活発な意見交換を行った。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

（特になし）

（2）新複合化相談施設について

資料2により嘉藤健康福祉部参事（兼）福祉政策課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

○山名裕子委員

目指す姿1の中の「①人材育成と専門性の向上」について、「所属長の判断で専門職を柔軟に活用し、組織のために専門職の力を最大限に発揮」とあるが、意図はわかる一方で、この「組織のために」というところが少し気になる。県民のためであったり、あるいは今まで分業でやってきたことを組織として一緒にやっていくという意味だと思うが、少し違和感がある。

●嘉藤健康福祉部参事（兼）福祉政策課長

ご指摘のとおり、組織のためだけではなく、県民の皆さんのためでもあるため、専門職の資質の向上を図りながら、そのような方々の力を最大限に活用していきたいと考えている。

○佐藤寿美委員

私もその人材の育成と専門性の向上について、意見というかお願いを申し上げたい。

これまでも福祉の現場では様々な相談が持ち込まれていて、困っている方々をワンストップで総合的に受けとめる場ができるということは非常に大事であると考えている。

児童福祉司などについて増員に努めておられることは理解しているが、専門性を高めるといった観点からは、異動サイクルに対する配慮なども必要だと思う。職員は比較的短いサイクルで異動することが多いので、個人として専門性を高めることが難しく、また、組織としてノウハウを蓄積していくことにも難点があると思われる。そういったことも踏まえて、今後の人事配置等でご配慮いただければ大変ありがたい。

●嘉藤健康福祉部参事（兼）福祉政策課長

貴重なご意見として承り、人事担当の部署にも要望して参りたい。

（３）児童家庭支援センターについて

資料３により、佐藤地域・家庭福祉課長が説明をした。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

○五十嵐知規委員

資料３の右下にある秋田県の地図の絵を見ると、中央児童相談所から児童家庭支援センターへ矢印が伸びているため、中央児童相談所の機能をここに移行するよう見えてしまうが、そうではなくて、あくまでも中央児童相談所の機能としては新複合化相談施設に留めておいて、児童家庭支援センターはそれを補完するためのものという理解でよいのか。

また、対象地域がにかほ市と由利本荘市となっている。新複合化相談施設は中央地区全体をみるが、にかほ市と由利本荘市に限っては、この新しい児童家庭支援センターがその役割を主に担うことになるのか。

それと、県北と県南の方にも新たに児童家庭支援センターを開設する予定があるかと思うが、今の北児童相談所と南児童相談所とは別の地域に作る予定なのか。

●地域・家庭福祉課長

まず、地図の矢印の左側には「指示・指導」と記載しているところであり、機能としてはあくまで補完的な役割を担うことになる。例えば、相談対応やご家族への助言・指導が必要な案件のうち、重大事案ではないものを受け持つ想定である。そのため、比較的程度の軽い見守りや指導により、ご家族がその後も暮らしを続けることができるといった案件を児童家庭支援センターが担うこととなる。

また、にかほ市と由利本荘市が対象地域となつてはいるが、今申し上げたように、あくまでも業務としては比較的軽度のものを受け持つ形になる。虐待の中でも重大事案であったり、児童相談所による行政の介入が必要な案件については新複合化相談施設で担うということになる。

また、北と南についても開設をする予定で進めてはいるが、まだ開設場所や運営の委託先については決まっていない。資料上でも町村を跨ぐような形で記載しているのはそういう趣旨であり、まだこれから調整が必要な部分となる。市町村からのご意見や、専門機関の意見も聴きながら調整して参りたい。

(4) 医療的ケア児支援センターについて

資料4により、樋口障害福祉課長が説明をした。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

(5) 福祉・介護分野に関する県の今後の取組について

資料5により、嘉藤健康福祉部参事(兼)福祉政策課長が説明をした。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

○佐藤寿美委員

以前、県の地域福祉支援計画と、私ども秋田県社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、同じ年度に双方の整合性を図るということを意識しながら策定作業を進めてきたという記憶がある。

資料右側に様々な課題などが記載されているが、例えば、成年後見制度の利用の促進など、行政と私ども民間が連携して進めていかなければならない取組が様々あると思う。

そういった観点からも、来年度の計画策定に当たっては、問題意識を共有しながら、緊密に連携を図って策定作業を進めていただくように、この場をお借りしてお願いしておきたい。

●地域・家庭福祉課長

こちらからも是非よろしくをお願いしたい。

○高橋謙一委員

介護予防・重度化防止の推進による要介護高齢者等の増加の抑制について、「平均寿命の延伸により高齢期が長くなる中、健康寿命の延伸の観点からも重要である」とある。確かにそうではあるが、これについては官民一体となって何かを成しえなければいけない状況にあると思う。

例えば、大分県であるが、男性の平均寿命が全国36位だったのが、3年後には1位になった例がある。その理由としては、行政と民間が協力して、健診を受けた人には地元の銀行の預金の利率をアップさせるとか、アプリを開発してポイントを付与するといった取組を進めた結果、1位になったという実績がある。そのため、やはりこのような

具体的な政策をもっと民間と協力してやっていかなければなかなか難しいような気がするので、是非ご検討いただきたい。

●嘉藤健康福祉部参事（兼）福祉政策課長

当県でも、今まさしく健康寿命日本一に向け、官民一体となって健康寿命の延伸について取り組んでいるところである。今後も、県民の皆様によりわかりやすい目標や取組を提示しながら一緒に進めてまいりたいので、引き続きよろしくお願いしたい。

○柴田融委員

人材確保・業務効率化についてであるが、人材確保というのは、どの業界でも大変な状況かと思うが、その中で、介護・福祉分野に振り向いてもらわなければいけない。学生も卒業してから秋田を離れるケースも多い中で、新規学卒者を確保するのも非常に難しいと感じているところである。

私たちのところに実習に来てくれる学生は、福祉の道を選んだ上で実習に来てくれるが、そもそもこのような道を選んでくれる若者が少ない状況にある。学生に聞いてみると、親がこういう仕事をしているので意識をしていたというケースが多いが、家庭でそういった仕事をしている人が少ない場合はどうしても振り向いてもらいにくい環境にあると思う。高校や大学を卒業する前から、もっと身近に感じてもらう必要があると思うので、秋田に残ってもらうためにも、こういった業界もあり、しっかり生活もできるんだということを十分PRしていただければありがたい。

●長寿社会課長

委員のお話のとおり、いかにして若い方に介護業界に目を向けていただくかは非常に重要な問題だと考えている。今まさに、中学校や高校などの社会に出る前の方々に対して、介護ロボットを学校に持ち込んで、実際に介護現場がどういうものなのか触れたいと思っている。その中で、介護業界にも色々なロボットが導入されていることがわかり、非常に良い発見をしたということで、将来の進路の選択肢としても考えたいというような声もいただいている。

その他にも、日本赤十字短大であったり、介護福祉協会などへの出前講座に出向いてお話をさせていただいている。今後も、学生などの若い方々に介護業界にも目を向けていただくための取組に力を入れていきたい。

○細越満委員

人材確保について、当町の取組を紹介させていただきたいと思う。

現在、人材を確保することがやはり非常に難しくなっている。そこで、町が中心となり、社会福祉協議会や幼稚園、福祉施設等の代表者の方々に集まっていただきながら、施設等の一本化について話し合いをしているところである。数年前から会議を進めてきており、年1，2回集まっていただいている。

例えば、福祉施設の職員が仕事に子供を預けようとしたときには、施設が一本化されていた方が便利であり、それが人材の確保にもつながっていくのではと考えているところである。

それぞれの施設が独立しているため、なかなか難しい部分もあるが、我々のような規模が小さなところは、そういった話合いもスムーズにできる。そのため、この会議を続けながら、施設の一本化に向けて進めていきたいと考えている。

●長寿社会課長

施設の一本化について、当課では、例えば採用や経営の関係で連携をしたいといった場合に、補助をする事業を設けているところである。そうした共通した部分の連携などを今後検討される場合には、是非ご利用いただければと思うので、どうかよろしく願いたい。

○山名裕子委員

細かいところかもしれないが、人材確保関係の記載の中に、「中高年齢者や主婦層、外国人等、多様な人材の参入促進」とあるが、なぜあえて「中高年齢者、主婦層、外国人等」と記載しているのか伺いたい。

また、現在、人材不足はどの業界も同じであるため、労働移動が本当にできるのかと思うところもある。賃金の問題や労働条件などについて、県としてどう考えているのか教えていただきたい。

●長寿社会課長

「多様な人材」と記載すれば全て含まれるため、ご指摘のとおりかと思うが、具体的にこういった方々に介護等の業界へ参入していただきたいということで、例示として書かせていただいたところである。

例えば中高年齢者の方であれば、介護の専門職ということではなくて、補助的な作業もある。主婦層の方も同様である。外国人の方についても、様々な方法で日本の介護業界に入ってきていただいている状況にある。こういったあらゆる可能性を見据えながら、人材確保に努めていきたい。

○山名裕子委員

その補助的な役割について、きちんとした雇用形態が確保されないのではないかなどといった誤解を生まなければ良いと思った次第である。

そういった意図は全くないと思うが、現在、十分な手当がないまま、忙しい時や困ったときにだけ来てもらうような雇用のあり方が福祉業界で問題になっている。

●長寿社会課長

おっしゃるとおりかと思う。例えば介護の仕事であれば、実際に直接的な介護業務ではなくて、食事の準備などのサブ的なお仕事をしたいという方もいらっしゃるため、そういったやる気のある皆さんに協力していただきたいという意味で、こういった表現にさせていただいたということである。

5 その他

◎柴田一宏委員長

現在の県の施策に対するご意見や日頃感じていることなど、何でも結構なので、自由にご発言をいただければと思う。

○佐藤寿美委員

私どもで取り組んでいる生活福祉資金の特例貸付をめぐる最近の状況について、情報提供等をさせていただきたい。

この特例貸付は、新型コロナウイルス感染症が拡大して、社会経済活動が様々制限される中で、仕事がなくなったり、収入を失ったり、あるいは収入が減ったという人たちを対象にして、令和2年3月から実施している。この間、感染拡大が何度も繰り返されたため、当初短期間で終える予定だったものの、結果としてこの9月末まで延長されたところである。

本県では約4,000件、10億5,000万円の貸付が決定され、これまでにない規模となっている。収入が回復せず、償還の時期において住民税が非課税の世帯などは償還が免除されることになっているが、免除の対象にならない方々は来年の1月から償還が始まることになる。

従って、今後の大きな課題としては、特例貸付を受けていた方々の生活再建の支援であり、私どもとしては、市町村社協や自立相談支援機関の支援員等と連携しながら丁寧に対応していくと同時に、適切な債権管理も必要だと思っている。こうしたことは、5年、10年、もしくはそれ以上という長い期間に及ぶことが想定されるため、関係機関の相談支援体制を充実していくことが必要不可欠であると考えている。

また、特例貸付では、困ってる方々に迅速に資金をお届けすることを優先したため、通常的生活福祉資金と異なり、地域の民生委員の方々に関わっていただくことなく手続きが進められた。個人情報の問題をどうするかということもあるが、借受人の方々の生活再建に向けた支援に民生委員の方々にどのように関わっていただくべきかという全国的な問題意識があり、国レベルで問題提起がなされているところであるが、そういった議論が今後どう進められていくかについても注視をしていきたい。

県や市町村、関係機関の方々には、先ほど申し上げた相談支援体制の充実やそれに伴い必要となる財源の確保について、これまで以上にご理解、ご協力をお願いしたい。

●地域・家庭福祉課長

当県は、この特例貸付の利用実績が全国的に見て圧倒的に少ない状況にあるものの、約4,000人で合計10億円以上の規模の債務が発生することになる。おおよその見込みだと、3割程度の方は償還が免除等になるのではないかと予測をしているが、そうだとすると2,000人以上の方が1人当たり最大200万円の債務を負うことになる。

そのため、今後の生活支援については県社協や市町村社協、それから県としても、丁寧に見ていかなければならないと思っている。おそらく国の方でもまだ全容は掴みきれていない状況かと思うが、都道府県からも様々な意見が出ていて伺っているのもので、そういった意見も参考にしながら、どういった支援をしていくことがこの方々の支えになるのか、生活が本当の意味で再建されるのかということを考えながら対応していきたい。

い。これからも、県社協とは緊密に連携をとりながら対応していきたいと思うので、よろしく願いたい。

○石垣正子委員

私は、民生委員を15年間務めてきた。横手市増田町の出身であるが、先般、高齢者が母親の遺体を放置したことによる白骨化遺体の事件があった。

我々民生委員としては、罪悪感ではないが、何とか発見して救えなかったのかという思いがある。地域ネットワーク会議においても社協やケースワーカーがそのお宅について話をしており、親子で元気に過ごしていたという認識であった。しかし、その後まもなく遺体が発見されたため、今後はそのネットワーク会議に警察にも出席してもらおうということになったが、全ての地区のネットワーク会議に毎回警察が出席できるかという点必ずしもそうではないかもしれない。

私どもは、これまでは65歳前後の息子や娘が親と暮らしている場合は高齢者世帯とみなして、それら世帯を中心に回っていく方針としていたが、今回のご家族は息子さんが59歳であったこともあり、何か伝える方法がなかったか、もう少し早く発見できなかったかという思いでいっぱいである。

民生委員としては、元気ですかと問いかけて、元気ですと答えられるとそれ以上は入り込みづらいところがあるため、個人的には、介護保険を通じたケアマネージャーによる支援ができるのではと思っているが、簡単な問題ではないため、他にも何か良い方法がないか考えていきたい。

●地域・家庭福祉課長

私は県職員として新規採用時の職場が生活保護のケースワーカーだったため、民生委員にはひとかたならぬ世話になった。当時、何も知らない若い県職員がご家庭を回ってお話を伺うというのは非常に敷居が高かったが、民生委員の方がいろいろ教えてくださったため、それを支えにしながら最初の務めを果たすことができたものと思っている。

良くないニュースがあるとしても大きく取り上げられてしまうが、その1件の良くないニュースの陰には999件の民生委員によって救われたケースもあると考えている。その1件を救う特効薬はなかなか見つからないと思うが、救われている方もたくさんいらっしゃるということは、決して忘れてはならないし、民生委員の方々も誇りに思っただいて良いのではと思う。やはり、丁寧なケースワークや話し合いをしていくしか方法はないと思うが、これからも民生委員のご協力を得ながら、県としても地域の方々のために頑張りたい。

○工藤留美委員

新複合化相談施設が来年開設するというので、とてもいいことだと思っている。

これまで幼児教育を長くやってきたが、今年からは学童保育に関わるようになった。子どもたちを見ていると、各ご家庭の中でいろいろな事情もあると思うが、少し発達に問題があるのではないかというお子さんも散見される。親御さんがどうしたらいいものか悩まれながら、しっかりとした診断や治療を受けられないまま、小学校に入学するお子さんも見受けられる。現在、来年度に向けた面談等をしている中で、パニックに

なり暴力的な行動を抑えられないお子さんもいるし、また、小学校に入って数か月後に学校でトラブルを起こして、サポートをつけるのかどうか話し合いが進められているご家庭もある。

そういった中で、私自身この立ち位置にいと、発達に問題があるかもしれないため専門の施設へ相談に行った方がいいのではと思うことがある一方で、これは差別的扱いになるのではないかと思ったり、親御さんからするとその言葉が重くのしかかってしまうのではと考えるところもある。私たちは医師ではないので診断ができないため、こういったことを促すことでしか関わることができないが、新施設では敷居が低い形で関与ができる仕組みがあれば良いと思う。

また、こちらから伺うだけではなく、私どものような学童保育や幼稚園などの施設に出向いていただいて、その子にとってどういう支援をしていくのが良いのか一緒に考えることも必要だと思う。

もう少し早く対応しておけば自分自身の感情のコントロールがうまくできるようになっていたかもしれないのに、それをうやむやにしたまま小学校へ入り、ことが大きくなってしまったというケースがよく見られるので、新施設ではどのように対応していくのかを伺いたい。また、今後はそのような立ち位置にいる人たちの良きサポーターになって欲しいと思う。

●地域・家庭福祉課長

この新複合化相談施設で具体的にどのような対応をしていくかについては、まだ検討している最中である。新しく設ける企画部門も含めて、新施設をどのように効率的に運営していくか、また本当に求められていることが何で、そのために何をしていけばいいかということをしっかりと考えていきたい。

今いただいたお話の中で、巡回相談は既に行っているところではあるが、もう少し敷居を低くする方策については工夫の余地があるかもしれないと思ったところである。こちらから伺うと、どこから話を聞いたのかということに気をされて、もしかしたら教えてくださった方にご迷惑がかかるかもしれないというジレンマも抱えながらではあるが、やはり丁寧に話をしながら、決して介入といったものではなくて、お話をしましょうというスタンスで入っていくことができれば、そのご家庭の役に立つこともあるのではと思う。

新施設は来年からスタートするが、その時点で体制が全て完成しているわけではなく、改善をしながら進めていくことになると思う。今いただいたような様々なご助言いただきながら、より良いものになるように努めていくので、引き続きアドバイスをいただければと思う。

○工藤留美委員

学校へ行くのを嫌うお子さんもいるし、それが大きくなるとひきこもりに繋がることもある。私どもは、そのようなひきこもりにならずに、人と上手に関わることができるようになる幼児・学童保育にしていきたいと思っているので、今後ともよろしく願いしたい。

○高橋恭康委員

政策の進捗状況がわかるように、できるだけ数値目標を盛り込み、いつまでに何をどうするのかを定めていただきたい。目標を設定するのはなかなか難しいことかとは思いますが、是非お願いしたい。

●地域・家庭福祉課長

資料5に記載されている計画策定の件かと思うが、計画を策定するに当たっては、何かしらの目標を設定して、そこを目指して取り組んでいくことになると思う。委員がおっしゃられたように、難しい部分もあるかもしれないが、委員の皆様からご意見もいただきながら、検討して参りたい。

◎柴田一宏委員長

他にはないか。

(特になし)

◎柴田一宏委員長

それでは、事務局からは何かあるか。

(特になし)

6 閉会